

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
01 都営住宅等事業費			16,016,000
	01 都営住宅等事業費		16,016,000
		1 住宅管理事業	760,000
		2 住宅建設事業	15,256,000

第3号 債務負担行為(工事請負契約)

(単位 千円)

番号	事項	期間	限度額
1	公営住宅建設工事	平成28年度～平成30年度	39,699,000
2	都営住宅耐震改修工事	平成28年度～平成29年度	7,213,000
3	地域開発整備事業併存施設建設工事	平成28年度～平成29年度	711,000
	合計		47,623,000

第4号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額	
1	都営住宅等事業費	28,628,000	<p>証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。</p> <p>(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内</p> <p>(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。</p> <p>(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。</p>

平成27年度東京都営住宅等保証金会計予算

予算総則

平成27年度東京都営住宅等保証金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入11,047,000千円、歳出4,543,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	保証金収入	521,000
	01 住宅保証金収入	521,000
02	繰入金	843,000
	01 都営住宅等事業会計繰入金	843,000
03	諸収入	2,000
	01 住宅保証金利子収入	1,200
	02 定期借地権保証金利子収入	800
04	繰越金	9,681,000
	01 繰越金	9,681,000
歳 入 合 計		11,047,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	返還金	576,000
	01 住宅保証金返還金	575,000
	02 定期借地権保証金返還金	1,000
02	繰出金	3,967,000
	01 繰出金	3,967,000
歳 出 合 計		4,543,000

歳入歳出差引残額 6,504,000千円

平成27年度東京都都市開発資金会計予算

予 算 総 則

平成27年度東京都都市開発資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,474,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	2,457,309
	01 財産運用収入	19,085
	02 財産売却収入	2,438,224
02	繰入金	16,250
	01 一般会計繰入金	16,250
03	諸収入	440
	01 都預金利子	439
	02 雑入	1
04	都債	1,000,000
	01 都債	1,000,000
05	繰越金	1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		3,474,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	用地費	3,474,000
	01 用地費	3,474,000
歳 出 合 計		3,474,000

第2号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	普通貸借の方法により政府から起債する。
1	都市開発用地費	1,000,000	(3) 利率 年8.5%以内
			(4) 償還の方法 政府の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。
			(5) その他 起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

平成27年度東京都用地会計予算

予算総則

平成27年度東京都用地会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,218,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	8,987,619
	01 財産運用収入	1
	02 財産売払収入	8,987,618
02	繰入金	1,812,000
	01 一般会計繰入金	1,812,000
03	諸収入	1,098
	01 都預金利子	1,097
	02 雑入	1
04	都債	9,809,000
	01 都債	9,809,000
05	繰越金	4,608,283
	01 繰越金	4,608,283
歳 入 合 計		25,218,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 用地費		25,218,000
	01 用地買収費	25,218,000
歳 出 合 計		25,218,000

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
01 用地費			420,000
	01 用地買収費		420,000
		1 公共用地先行取得	420,000

第3号 都債

（単位 千円）

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額	
1	公共用地先行取得費	9,809,000	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 (3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内 (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

平成27年度東京都公債費会計予算

予算総則

平成27年度東京都公債費会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,598,569,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為（損失補償及び保証契約等）」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。



第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		2,470,000
	01 財産運用収入	2,470,000
02 繰入金		1,190,379,320
	01 繰入金	1,190,379,320
03 諸収入		680
	01 都預金利子	680
04 都債		405,719,000
	01 都債	405,719,000
歳 入	合 計	1,598,569,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 公債費		1,598,569,000
	01 公債費	1,598,569,000
歳 出	合 計	1,598,569,000

第2号 債務負担行為（損失補償及び保証契約等）

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	東京都公債の元利金支払事務等の取扱契約	平成 27 年度～平成 67 年度	—

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額		
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額
1	一般会計借換債	377,994,000
2	都営住宅等事業会計借換債	27,725,000
合 計		405,719,000

(2) 起債の方法  
証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

(3) 利率  
年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

(4) 償還の方法  
起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることができる。

(5) その他  
ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。  
イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。  
ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。  
エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。  
オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

平成27年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

予算総則

平成27年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入15,167,623千円、歳出13,140,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	分担金及負担金	1,157
	01 負担金	1,157
02	使用料及手数料	2,566
	01 使用料	2,328
	02 手数料	238
03	繰入金	5,213,592
	01 一般会計繰入金	520
	02 公営企業会計繰入金	5,213,072
04	諸収入	97
	01 都預金利子	70
	02 雑入	27
05	繰越金	9,950,211
	01 繰越金	9,950,211
歳 入 合 計		15,167,623

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	臨海都市基盤整備費	13,140,000
	01 臨海都市基盤整備費	13,140,000
歳 出 合 計		13,140,000

歳入歳出差引残額 2,027,623千円

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
01	臨海都市基盤整備費		2,389,000
	01 臨海都市基盤整備費		2,389,000
		1 臨海都市基盤整備	2,389,000

平成27年度東京都病院会計予算

(総則)

第1条 平成27年度東京都病院会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 患者数

普通	入院	3,826床	延	1,328,946人	外来	1日	6,605人	延	1,941,870人
精神	入院	1,090床	延	366,366人	外来	1日	600人	延	176,400人
結核	入院	41床	延	11,849人	外来	1日	30人	延	8,820人
感染症	入院	40床	延	732人	外来	1日	一人	延	一人
合計	入院	4,997床	延	1,707,893人	外来	1日	7,235人	延	2,127,090人

2 主要な建設改良事業

都立墨東病院病棟等改築工事	1,191,401千円
---------------	-------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	167,440,000千円
第1項 医業収益	141,779,102千円
第2項 医業外収益	24,956,898千円
第3項 特別利益	704,000千円
収入合計	167,440,000千円

支出

第1款 病院事業費用	166,736,000千円
第1項 医業費用	163,156,394千円

第2項 医業外費用	3,579,606千円
支出合計	166,736,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,094,647千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	4,160,353千円
第1項 企業債	4,160,000千円
第2項 固定資産売却収入	353千円
収入合計	4,160,353千円

支出

第1款 資本的支出	16,255,000千円
第1項 建設改良費	10,841,872千円
第2項 企業債償還金	5,412,920千円
第3項 国庫補助金返還金	208千円
支出合計	16,255,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
都立病院建物管理委託	平成28年度～平成29年度	228,122千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

病院建設改良事業	4,160,000千円
----------	-------------

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。  
 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は30,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は38,716,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は25,800,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
器械及備品	医療器械	4台

平成27年度東京都中央卸売市場会計予算

(総則)

第1条 平成27年度東京都中央卸売市場会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間取扱数量及び金額

水産物	512,000 t	4,785億円
青果物	2,209,000 t	6,430億円
畜産物	97,000 t	1,427億円
花き	1,632,000千本	908億円

2 使用料徴収対象面積

卸売業者売場	155,725㎡
仲卸業者売場	38,694㎡
事務所	112,323㎡
その他	349,380㎡

3 主要な建設改良事業

豊洲新市場の整備	220,505,040千円
----------	---------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 市場事業収益	21,042,000千円
第1項 営業収益	16,037,946千円
第2項 営業外収益	5,004,054千円
収入合計	21,042,000千円

支出

第1款 市場事業費	23,154,000千円
第1項 営業費用	21,333,096千円
第2項 営業外費用	1,819,904千円
第3項 予備費	1,000千円
支出合計	23,154,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額36,734,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 市場資本的収入	210,250,000千円
第1項 企業債	183,633,000千円
第2項 国庫補助金	22,824,000千円
第3項 その他資本収入	3,793,000千円
収入合計	210,250,000千円

支出

第1款 市場資本的支出	246,984,000千円
第1項 建設改良費	229,686,399千円
第2項 企業債償還金	14,554,000千円
第3項 投資	2,734,058千円
第4項 国庫補助金返納金	9,543千円
支出合計	246,984,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
-----	-----	-------

築地市場執務室等移転管理業務委託	平成28年度	357,000千円
豊洲新市場移転支援事業	平成28年度～平成47年度	9,964,000千円
市場建設改良事業	平成28年度～平成29年度	26,640,000千円
豊洲新市場移転支援事業損失補償	平成27年度～平成58年度	15,860,000千円
合計		52,821,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

## 1 起債の目的及び限度額

市場建設改良事業	177,067,000千円
借換資	6,566,000千円
合計	183,633,000千円

## 2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

## 3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

## 4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

## 5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(他会計からの補助金)

第7条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は3,443,000千円である。



平成27年度東京都都市再開発事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度東京都都市再開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

公共施設工事 1,535,943千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 都市再開発事業収益 143,177,073千円

第1項 営業収益 143,163,307千円

第2項 営業外収益 13,766千円

収入合計 143,177,073千円

支出

第1款 都市再開発事業費用 143,175,000千円

第1項 営業費用 143,175,000千円

支出合計 143,175,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資本的収入 2,196,000千円

第1項 一般会計負担金 2,195,982千円

第2項 雑収入 18千円

収入合計 2,196,000千円

支出

第1款 資本的支出 2,196,000千円

第1項 都市再開発事業費 2,196,000千円

支出合計 2,196,000千円

## 平成27年度東京都臨海地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度東京都臨海地域開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 埋立地の処分	処分面積	97,362㎡
2 埋立地の賃貸	貸付面積	1,570,649㎡
3 主要な建設改良事業		
埋立地造成事業		9,080,000千円
環境整備事業		1,000千円
道路橋梁整備事業		1,000千円
埋立改良事業		1,598,000千円
臨海副都心建設事業		8,631,000千円
臨海副都心改良事業		1,898,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 開発事業収益	48,992,000千円
第1項 営業収益	44,622,068千円
第2項 営業外収益	4,369,922千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	48,992,000千円

支出

第1款 開発事業費用	48,435,000千円
------------	--------------

第1項 営業費用	44,377,000千円
第2項 営業外費用	4,057,990千円
第3項 特別損失	10千円
支出合計	48,435,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,143,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	1,694,000千円
第1項 国庫補助金	81,806千円
第2項 雑収入	1,612,194千円
収入合計	1,694,000千円

支出

第1款 資本的支出	21,837,000千円
第1項 埋立事業費	21,837,000千円
支出合計	21,837,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
埋立地造成事業	平成28年度	2,430,000千円
臨海副都心建設事業	平成28年度	490,000千円
臨海副都心改良事業	平成28年度	2,006,000千円
合 計		4,926,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は30,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は2,880千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は25,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
建物	倉庫	27,523㎡
中央区晴海四丁目1番1		

2 処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
土地	江東区有明一丁目	20,000㎡	売払い

平成27年度東京都港湾事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度東京都港湾事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 港湾施設管理運営事業

荷役機械	3基
上屋	33棟
貯木場	904,747㎡

2 主要な建設改良事業

港湾施設整備事業	4,240,295千円
港湾施設改良事業	495,714千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾事業収益	4,823,000千円
第1項 営業収益	4,239,217千円
第2項 営業外収益	583,773千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	4,823,000千円

支出

第1款 港湾事業費用	3,591,000千円
第1項 営業費用	3,364,000千円
第2項 営業外費用	226,990千円

第3項 特別損失	10千円
支出合計	3,591,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,956,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	73,000千円
第1項 雑収入	73,000千円
収入合計	73,000千円

支出

第1款 資本的支出	5,029,000千円
第1項 建設改良費	4,736,009千円
第2項 企業債費	292,991千円
支出合計	5,029,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管理運営事業	平成28年度～平成29年度	471,000千円
港湾施設整備事業	平成28年度	711,000千円
合 計		1,182,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は1,300,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は660千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は3,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
建 物	倉庫	14,151㎡
	中央区晴海四丁目1番5	

平成27年度東京都交通事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度東京都交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事業別	期首在籍車両数	年間走行距離	年間輸送人員	一日平均輸送人員
自動車運送事業	1,458両	47,291千km	227,617千人	621,904人
乗合	1,453両	46,965千km	227,043千人	620,336人
貸切	5両	326千km	574千人	1,568人
軌道事業	36両	1,460千km	16,771千人	45,822人
新交通事業	80両	7,386千km	26,766千人	73,131人
懸垂電車事業	2両	21千km	928千人	3,093人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 自動車運送事業収益	42,074,000千円
第1項 営業収益	41,108,000千円
第2項 営業外収益	966,000千円
第2款 軌道事業収益	7,861,000千円
第1項 営業収益	3,046,000千円
第2項 営業外収益	4,815,000千円
第3款 新交通事業収益	5,389,000千円
第1項 営業収益	5,248,000千円
第2項 営業外収益	141,000千円

第4款 懸垂電車事業収益	199,000千円
第1項 営業収益	130,000千円
第2項 営業外収益	69,000千円
収入合計	55,523,000千円

支出

第1款 自動車運送事業費	42,180,000千円
第1項 営業費用	40,362,000千円
第2項 営業外費用	1,797,000千円
第3項 特別損失	21,000千円
第2款 軌道事業費	8,057,000千円
第1項 営業費用	3,318,000千円
第2項 営業外費用	4,739,000千円
第3款 新交通事業費	6,828,000千円
第1項 営業費用	6,143,000千円
第2項 営業外費用	685,000千円
第4款 懸垂電車事業費	193,000千円
第1項 営業費用	117,000千円
第2項 営業外費用	76,000千円
支出合計	57,258,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,862,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 自動車運送事業資本的収入	127,000千円
第1項 一般会計補助金	16,219千円

第2項 財産収入	79,868千円
第3項 雑収入	30,913千円
第2款 軌道事業資本的収入	1,372,000千円
第1項 企業債	1,372,000千円
第3款 新交通事業資本的収入	5,073,000千円
第1項 企業債	4,059,000千円
第2項 一般会計出資金	1,014,000千円
収入合計	6,572,000千円
支出	
第1款 自動車運送事業資本的支出	7,536,000千円
第1項 建設改良費	4,716,000千円
第2項 企業債償還金	2,820,000千円
第2款 軌道事業資本的支出	1,825,000千円
第1項 建設改良費	1,825,000千円
第3款 新交通事業資本的支出	5,073,000千円
第1項 建設改良費	5,073,000千円
支出合計	14,434,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車改良事業	平成28年度～平成29年度	2,209,000千円
軌道改良事業	平成28年度～平成29年度	40,000千円
軌道受託工事	平成28年度～平成30年度	3,874,000千円
新交通改良事業	平成28年度	736,000千円
懸垂電車受託工事	平成28年度～平成29年度	702,000千円

合 計 7,561,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

建設改良事業 5,431,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は12,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は847,219千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は314,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
車両	乗合自動車	100両
工作物	新交通施設	一式

平成27年度東京都高速電車事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度東京都高速電車事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	期首在籍車両数	1,116両
2	年間走行距離	119,441km
3	年間輸送人員	914,889千人
4	一日平均輸送人員	2,499,697人
5	主要な建設改良事業 新宿線車両の更新	3,524,760千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	高速電車事業収益	166,137,000千円
	第1項 営業収益	150,708,000千円
	第2項 営業外収益	14,797,000千円
	第3項 特別利益	632,000千円
	収入合計	166,137,000千円

支出

第1款	高速電車事業費	149,332,000千円
	第1項 営業費用	133,039,000千円
	第2項 営業外費用	16,293,000千円
	支出合計	149,332,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額79,352,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

第1款 高速電車事業資本的収入	27,652,000千円
第1項 企業債	5,000,000千円
第2項 一般会計出資金	6,078,000千円
第3項 国庫補助金	948,249千円
第4項 一般会計補助金	1,085,610千円
第5項 財産収入	39,932千円
第6項 投資償還金収入	14,500,000千円
第7項 雑収入	209千円
収入合計	27,652,000千円

支出

第1款 高速電車事業資本的支出	107,004,000千円
第1項 建設改良費	30,400,000千円
第2項 企業債償還金	46,574,000千円
第3項 投資	30,000,000千円
第4項 雑支出	30,000千円
支出合計	107,004,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
地下鉄改良事業	平成28年度～平成31年度	61,238,000千円
地下鉄受託工事	平成28年度～平成30年度	2,548,000千円

合 計 63,786,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

地下鉄特例債	3,960,000千円
地下鉄改良事業	1,040,000千円
合 計	5,000,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。



(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は35,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 地下鉄建設費補助金等として、一般会計から補助を受ける金額は6,210,610千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は2,694,000千円と定める。

#### 平成27年度東京都電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度東京都電気事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 出力	36,500kW
2 年間販売電力量	103,202MWh
3 一日平均販売電力量	281,973kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益	1,679,000千円
第1項 営業収益	1,633,000千円
第2項 営業外収益	46,000千円
収入合計	1,679,000千円

支出

第1款 電気事業費	1,291,000千円
第1項 営業費用	1,178,000千円
第2項 営業外費用	113,000千円
支出合計	1,291,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款 電気事業資本的支出	921,000千円
---------------	-----------

第1項 建設改良費	921,000千円
支出合計	921,000千円

(他会計からの補助金)

第5条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は2,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は100千円と定める。

#### 平成27年度東京都水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度東京都水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	1,606,374,000m <sup>3</sup>
2 一日平均配水量	4,389,000m <sup>3</sup>
3 給水件数	7,380,000件
4 主要事業	
水源及び浄水施設整備事業	20,800,000千円
送配水施設整備事業	93,300,000千円
給水設備整備事業	11,900,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	374,284,000千円
第1項 営業収益	357,690,000千円
第2項 営業外収益	15,574,000千円
第3項 特別利益	1,020,000千円
収入合計	374,284,000千円

支出

第1款 水道経営費	331,357,000千円
第1項 営業費用	311,697,000千円
第2項 営業外費用	17,751,000千円

第3項 特別損失	1,909,000千円
支出合計	331,357,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額113,981,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	10,099,000千円
第1項 企業債	4,788,000千円
第2項 国庫補助金	632,000千円
第3項 一般会計出資金	1,705,000千円
第4項 固定資産売却収入	184,000千円
第5項 その他資本収入	2,790,000千円
収入合計	10,099,000千円

支出

第1款 資本的支出	124,080,000千円
第1項 建設改良費	98,504,000千円
第2項 企業債償還金	25,576,000千円
支出合計	124,080,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道建設改良事業	平成28年度～平成31年度	60,383,000千円
水道維持管理事業	平成28年度～平成29年度	148,000千円
水道施設補修事業	平成28年度～平成31年度	114,898,000千円
受託事業	平成28年度	582,000千円

合 計	176,011,000千円
-----	---------------

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

水道建設改良事業	3,516,000千円
借換債	1,272,000千円
合 計	4,788,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は157,000千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち20,300,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金	20,300,000千円
---------	--------------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は2,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
建 物	事務所 町田市木曾東一丁目373番10	2,021㎡

平成27年度東京都工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度東京都工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	9,479,400㎡
2 一日平均配水量	25,900㎡
3 給水件数	496件

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益	1,768,000千円
第1項 営業収益	824,000千円
第2項 営業外収益	944,000千円
収入合計	1,768,000千円

支出

第1款 工業用水道経営費	1,768,000千円
第1項 営業費用	1,692,000千円
第2項 営業外費用	76,000千円
支出合計	1,768,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額100,000千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	301,000千円
第1項 一般会計出資金	301,000千円
収入合計	301,000千円
支出	
第1款 資本的支出	401,000千円
第1項 建設改良費	393,000千円
第2項 国庫補助金返還金	8,000千円
支出合計	401,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は200,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は601,000千円である。

平成27年度東京都下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度東京都下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 下水道事業

(1) 管渠管理延長	16,433,566m
(2) ポンプ所年間揚水量	884,000,000m <sup>3</sup>
(3) 年間処理水量	1,778,000,000m <sup>3</sup>
(4) 料金徴収基準数	5,451,405件
(5) 主要な建設改良事業	
下水道建設事業	158,000,000千円

2 流域下水道事業

(1) 管渠管理延長	232,190m
(2) ポンプ所年間揚水量	1,700,000m <sup>3</sup>
(3) 年間処理水量	357,000,000m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
流域下水道建設事業	14,400,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	370,694,000千円
第1項 営業収益	284,198,000千円
第2項 営業外収益	86,496,000千円

第2款 流域下水道事業収益	36,754,000千円
第1項 営業収益	17,170,000千円
第2項 営業外収益	19,584,000千円
収入合計	407,448,000千円
支出	
第1款 下水道管理費	333,604,000千円
第1項 営業費用	296,915,000千円
第2項 営業外費用	34,986,000千円
第3項 特別損失	1,603,000千円
第4項 予備費	100,000千円
第2款 流域下水道経営費	37,996,000千円
第1項 営業費用	36,901,000千円
第2項 営業外費用	1,095,000千円
支出合計	371,600,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額172,470,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 下水道事業資本的収入	190,988,000千円
第1項 企業債	100,386,000千円
第2項 一般会計出資金	37,960,000千円
第3項 国庫補助金	48,808,000千円
第4項 建設収入	1,485千円
第5項 その他資本収入	3,832,515千円
第2款 流域下水道事業資本的収入	13,749,000千円

第1項 企業債	2,736,000千円
第2項 一般会計出資金	1,000千円
第3項 国庫補助金	8,238,000千円
第4項 市町村負担金収入	2,774,000千円
収入合計	204,737,000千円

支出

第1款 下水道事業資本的支出	356,889,000千円
第1項 下水道建設改良費	193,000,000千円
第2項 企業債償還金	163,889,000千円
第2款 流域下水道事業資本的支出	20,318,000千円
第1項 流域下水道改良費	1,810,000千円
第2項 流域下水道建設費	14,400,000千円
第3項 企業債償還金	4,102,000千円
第4項 生活再建対策事業費	6,000千円
支出合計	377,207,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設改良事業	平成28年度～平成31年度	157,200,000千円
下水道施設補修事業	平成28年度	3,600,000千円
流域下水道建設改良事業	平成28年度～平成30年度	12,600,000千円
合 計		173,400,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

下水道建設改良事業	76,553,000千円
流域下水道建設事業	2,090,000千円
借換資	24,479,000千円
合計	103,122,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債取入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。  
(他会計からの補助金)

第8条 雨水処理費等として、一般会計から補助を受ける金額は133,000,308千円である。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川一丁目三番七號  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002

